

第1章 熟議民主主義、科学技術、法学：研究構想

本稿では、本研究を遂行する必要性を説明し、本研究の課題を示すこととする。本稿の論旨は以下の通りである。

今日、情報、技術、教育等の格差に起因する、グローバルな社会における分断が深刻な問題になっている（本稿1.）。その背景として、特に、原子力発電、AI（人工知能）、ワクチンなど、科学技術の発達はさらなる恩恵を人類にもたらすことが期待されている一方、人智を超えた科学技術に対して人々が不安を抱くようになっている（本稿2.）。

このことは、西洋古代以来の心身二元論における、人間の意志と人間を超える自然との対立と位置付けることができる。この対立を、人間の意志を所与のものとしてとらえる現在の代表制民主主義は解消することができない（本稿3.）。代表制民主主義には他にも、議論に参加しない人々が浅慮あるいは無思慮に陥る可能性が高いことや、政治に関心がある人々も、情報の過多、不正確、偏りによって適切な議論が妨げられる可能性があることが指摘されている。そこで近年、この対立を克服する第三の道として、熟議民主主義、すなわち政策決定に市民が参加して熟議することの重要性が指摘されている。もっとも、熟議民主主義についても、遠くにいる人々同士の熟議には費用と時間がかかること、熟議できる人数にも限りがあること、熟議の質を担保するのは困難であること、等が指摘されている（本稿4.）。

しかし、上記の問題のいくつかは、科学技術による解決が可能である。例えば、コロナ禍において、距離の問題はすでにリモート対話システムで解消されている。また、気づかなかった問題点を教えてくれたり、難しい話を分かりやすく説明してくれたり、多数の込み入った情報を整理して要点を示してくれたりするシステムの開発は、すでに技術的には可能な段階に到達している（本稿5.）。

そのような状況下で、従来の法学は、科学技術に対する歯止めとしての消極的な役割を期待され、また果たしてきた。しかし、法学は科学技術と人々との関係において、より能動的積極的に社会に貢献することが期待されている（本稿6.）。そのために上述のシステムの開発は急務であるが、熟議民主主義は政治学、行政学、社会学、そしてトランス・サイエンス論、科学技術コミュニケーション論といった多分野に亘るのであって、本研究を通じて先行研究を整理し、理論的な基礎を確立すること、また、その基礎理論に対応した基盤技術を構築することが必要不可欠である。

1. 分断

ここではまず、本研究が解決すべき課題と考える「分断」という言葉を、本研究がどのような意味で使うかについて論述する。

分断社会における排外主義と多文化共生を検討する塩原（2019）¹は、「分断」という言葉の使用について、近年のジャーナリズムでは「同じ「分断」という日本語が、社会階層・格差問題と、移民・外国人問題の双方の文脈で、ニュアンスの違いとともに使用されている」が、「分断」という「言葉自体が、実は学術的に確立された概念ではなく、「学問的概念としてはさらなる精緻化と理論的整理が必要である」と指摘する。塩原（2019）が紹介する言説のうち、例えば杉田（姜ほか（2002）²）は、地表に境界線を引いて内部と外部とを区別するという政治観は、近代において主権概念として定着したが、境界線の内部は完全に同質的、これに対して外部は異質であるとする考え方は、実は多様な内部における異質な他者（例えば民族的マイノリティや経済的弱者）を排除することにつながり、最終的には自分たち自身を排除すること

1 塩原良和「分断社会における排外主義と多文化共生—日本とオーストラリアを中心に—」東京外国語大学海外事情研究所、Quadrante, No.21, (2019)、107-119頁。

2 姜尚中、齋藤純一、杉田敦、高橋哲哉『思考のフロンティア 別冊 思考をひらく』岩波書店、2002年、特に59-64頁（杉田敦「境界線と政治」）。

になる、として、「境界線なき政治」を提唱した。本田(2015)³は、現代日本で「明るい今、明るい明日」が描けない理由として、1970年代から80年代までに「明るい明日がある」という実感を広く生み出していた基礎である「戦後日本型循環モデル」が成立・深化・破綻し、新たな社会モデルを組み立て直せていない状態に日本があることを指摘し、そのモデルの下での「分断線」として「日本、世代、性別、階層、地域」を挙げている。例えば「男は仕事」という規範は、「性別を典型とする固定的な分断線」として「人々をその線のどちらかの側に閉じ込め、閉じ込められた先の世界のいびつさによって傷つける」結果、女性ばかりか男性にも大きなダメージを与えている、とされる。日本社会に漂う「言ひしれぬ不透明感」の解決策に財政を切り口として迫ろうとする井手ほか(2016)⁴は、「勤労に励む」日本人に、都市部では所得減税で戻ってくる税、地方では公共投資による就労機会確保から得られる所得を、社会保障や教育を個人と市場に委ねることで貯蓄に回させ、これを企業の設備投資と政府の投融資の原資とする、「勤労国家レジーム」は、社会保障サービスの「限定性」「選別性」「自己責任性」という特徴を有していたが、経済成長が期待できなくなった結果、「勤労国家レジーム」の負の遺産がもたらす「再分配の罨」「自己責任の罨」「必要ギャップの罨」が、低所得者層、地方居住者、高齢者といった「受益者」と中間所得者層、都市居住者、現役世代といった「負担者」との間の対立を強め、「分断社会」を生み出した、と述べる。

このように描かれる日本社会の「分断」を吉川(2018)は、①境界の顕在性、すなわち「分断線」が主観的にだけでなく客観的に実在していること、②成員の固定性、すなわち「分断線」を超えて向こう側の集団に移ることができないこと、③集団間関係の断絶、すなわち「分断線」の向こう側の人々との交流がないこと、④分配の不均等、すなわちチャンス、メリット、リスクの割り振りに対して集団間に大きな差があること、と定義した⁵。

これに対して塩原(2019)は、吉川(2018)の定義①境界の顕在性に言う境界が「社会の周縁部分ではなく、社会の主要部分を大きく切り分ける」ものだと言われることを批判し、マジョリティとマイノリティとの関係も「分断」に該当するとした上で、「分断社会」とは、「異なるカテゴリーの人々のあいだで利害対立や不平等が生じていると同時に、それらの人々のあいだで交流・接触が減少し、相互への敵意が増長し、相手への想像力が衰退している状況である」と定義し、その背景に、「不安、無力感、あるいは他者への不信といった感覚が遍在」していると指摘する。

本研究は民主主義について考察するという側面を有しており、民主主義は基本的にマイノリティの意見も尊重し、集団の意思決定過程に包摂していくという性格を有していることから、塩原(2019)の指摘と定義は至当と考える。また、本研究は厳密な「社会階層論」を意図しているわけではなく、あくまで民主主義が解決すべき課題は何かという大づかみな観点から、社会における「分断」の有無を確認しようとするものである。したがって、本研究は塩原(2019)の定義に則りつつ、①境界の顕在性と②成員の固定性とをそこまで厳密に要求するものではない⁶かたちで「分断」を捉えた上で、論を進めることとしたい。

2. 科学技術に対する人々の期待と不安

それでは科学技術は、「不安、無力感、あるいは他者への不信といった感覚」を背景として「異なるカテゴリーの人々のあいだで利害対立や不平等」を生じさせ、「それらの人々のあいだで交流・接触」を減少させ、敵意を増長させ、相手への想像力を衰退させる「分断」をもたらし得るのであろうか。この問いを考えるために、ここでは3つのトピックを取り上げたい。すなわち、原子力、AI、そしてワクチン接種である。

3 本田由紀編『現代社会論—社会学で探る私たちの生き方』有斐閣ストウディア、2015年、179-202頁所収、第8章「分断」。

4 井手英策、古市将人、宮崎雅人『分断社会を終わらせる—「だれもが受益者」という財政戦略』筑摩選書、2016年。

5 吉川徹『日本の分断 切り離される非大卒若者たち』光文社新書、2018年、26-30頁。

6 かりに②を厳密に要求すると、上述の本田(2015)や井手ほか(2016)における地域も「分断線」足り得ないことになる。それどころか、吉川(2018)27頁が挙げる「男性と女性のジェンダー」や「アメリカ市民権をもっているかどうか」も、その成員が固定化しているとは言い切れないのではないかと。

2. 1 原子力

原子力に関しては、まず世論調査として、一般財団法人日本原子力文化財団が2020年度に実施した「原子力に関する世論調査」⁷を取り上げる。同財団は、「原子力に関する世論の動向や情報の受け手の意識を正確に把握することを目的として」2006年度から継続して調査を実施し、同財団ホームページにて公表している⁸。2020年度調査は、全国の15～79歳までの男女1200人を対象とし、調査員による質問紙を使った個別訪問留置調査として、2020年10月2日（金）から10月14日（水）にかけて実施された。

原子力に対するイメージ⁹については、「原子力」という言葉から思い浮かぶイメージとして、「必要」（4位、23.4%）「役に立つ」（5位、19.6%）という肯定的なイメージの回答もあったものの、上位の回答は「危険」（1位、61.0%）「不安」（2位、50.2%）「複雑」（3位、31.4%）「信頼できない」（6位、18.8%）「わかりにくい」（7位、17.7%）となっており、否定的なイメージに回答が集中している。経年変化を見ても、2011年以前から否定的なイメージのポイントが高いことが示されている。

また、「エネルギー・環境」「原子力」「放射線」（各11項目）「原子力発電所の安全対策の強化」「高レベル放射性廃棄物」（各9項目）という5つの分野に関する情報保有量¹⁰については、「原子力」「放射線」の項目で、年齢が上がるにつれて情報保有量が増加している。

他方で、「今後日本は、原子力発電をどのように利用していけばよいか」という質問¹¹については、「原子力発電をしばらく利用するが、徐々に廃止していくべきだ」が半数弱程度（48.0%）、「わからない」が続く（28.2%）、「増加・維持」（10.2%）と「即時、廃止すべき」（8.4%）はほぼ同程度となっている。年代別では、「即時廃止」との回答が、10代（0%）、20代・30代（4.8%）、40代・50代（6.6%）、60代・70代（15.1%）と、年齢が上がるにつれ増えている。また、「わからない」という回答が10代（39.2%）、20代・30代（36.7%）、40代・50代（27.0%）、60代・70代（19.8%）と、年齢が上がるにつれて減っている。

さらに、「高レベル放射性廃棄物の処分」¹²については、「私たちの世代で処分しなければならない」「国が示した処分地の科学的特性マップに関心がある」「最終処分場を早急に決定しなければならない」「最終処分場で大きな事故が起きないか心配だ」といった点で、60代・70代のポイントが他の年代と比べて10ポイント以上も高くなっている。

以上のことから、福島第一原子力発電所事故等の出来事に関わらず、人々は原子力について否定的なイメージを有していること、しかし、原子力利用については直ちには廃止と決断できないとの迷いが見て取れる。その中で注目すべきは年代差であり、60代・70代は、原子力に関する一般的な情報量も、即時廃止との意見を持つ人も他の年代より多く、また、放射性廃棄物の処分に対する関心も高いことが窺える。これに対して、年齢が下がるにつれ、情報量も、即時廃止の意見も低下し、また「わからない」という回答も増えている。これは、従来の豊かな生活を今後も継続していくためには、危険性に対する不安はあっても、原子力にある程度は頼らざるを得ない、その意味では原子力のことを考えても仕方がなく、興味がわかない、と考えている世代と、自分の将来が若い世代よりも長くないことを考えると、自分たちの利便性よりも、子や孫、さらに遠く後世にまで負の遺産を残したくない、その意味で原子力についてよく考えている世代との間に「分断線」が出現する可能性を示唆している。そして、かりに原子力発電が廃止された場合、代替エネルギーに要するコストは若い世代がより多く負担することとなる。そうすると、両世代の間に分断が生じ得る可能性がある、と考えられる。

次に同財団が事業支援する「課題研究活動」の成果発表会¹³で最優秀賞に選ばれた、福井南高校（福井県福井市）の女子生徒3人が福井県内の高校2年生を対象に行った意識調査についての、福井新聞の記事

7 <https://www.jaero.or.jp/data/01jigyoyou/tyousakenkyu2020.html>

調査報告書等のダウンロードにはメールアドレス登録が必要である。

8 https://www.jaero.or.jp/data/01jigyoyou/tyousakenkyu_top.html

9 調査報告書239頁以下。

10 調査報告書252頁以下。

11 調査報告書265頁以下。

12 調査報告書278頁以下。

13 <https://www.ene100.jp/seminar/10573>

を取り上げる¹⁴。同記事によれば、同調査は2021年10月にインターネットを使ってアンケートを実施し、1807人から回答を得ている。原子力に対するイメージについては、「明るい」「暗い」「安全」「危険」「必要」「不要」等の14項目から複数選択させたところ、「危険」が80.2%で最多となったのに対して、「必要」は33.5%、「役に立つ」は28.6%であったという。他方、出身地別で見ると、例えば「危険」を選んだ生徒の割合は嶺南69.4%、嶺北82.3%、県外87.8%と、「必要」「役に立つ」の合計も嶺南68.8%、嶺北61.2%、県外46.9%、これに対して、「安全」の回答率は嶺南14.0%、嶺北2.8%、県外4.1%と、いずれも原発との距離に相関関係がみられたとされている。その上で同記事は、「嶺南の高校生が原発に比較的良好なイメージを持っていることについては、原発関連の施設見学や広報誌などで情報が得やすいためではないかと推察」している。

このように、原子力発電所の立地という地域差もまた、原子力に対するイメージに影響を与えることがわかる。とすれば、より詳細な調査が必要ではあるが、原子力が身近にあり、原子力について常に意識し、考え、学ばざるを得ない地域の人々と、電力消費地に居住し、原子力について特に意識する必要がなく、したがって関心もない人々との間に、「分断線」が出現する可能性がある。そうすると、例えば電源立地の人々のみ原子力立地給付金交付や電気料金の減免といった優遇措置が取られていることで、両者の間に分断が生じ得る可能性はあると言える。

2. 2 AI (人工知能)

AIに関しても、世論調査として、まずは消費者庁が実施した「第1回消費者意識調査(AIに対するイメージについて)」¹⁵を取り上げる。これは「一般消費者の「AI(人工知能)」に関するイメージや日常生活におけるAIサービスの利用実態に関する基礎的な情報を収集する」ために、「AI(人工知能)」という言葉を知ったことがある人々を対象に、サンプル数を約1200とし、2020年2月12日から18日にかけてインターネット調査として実施された。

「AI(人工知能)」のイメージについて当てはまるものを選ぶ設問(Q1)では、「暮らしを豊かにする」「あてはまる」27.2%、「ややあてはまる」52.1%「生活に良い影響を与える」「あてはまる」17.4%、「ややあてはまる」49.1%という肯定的なイメージを持つ人々が多い一方、「不安である」「あてはまる」14.5%、「ややあてはまる」40.9%「何となくこわい」「あてはまる」14.3%「ややあてはまる」37.5%「親しみもてる」「あまりあてはまらない」28.6%「あてはまらない」6.0%という否定的なイメージを持つ人々もいる。

また、「AI(人工知能)」と人とを比較した場合の、AI(人工知能)のイメージについて当てはまるものを選ぶ設問(Q3)では、AIは「多くの情報を持っている」「あてはまる」45.0%「ややあてはまる」42.0%「何でもできる」「あてはまる」9.4%「ややあてはまる」37.9%「ミスを起こさない」「あてはまる」9.1%「ややあてはまる」30.0%「正しい判断ができる」「あてはまる」6.3%「ややあてはまる」26.8%と回答している。そして、「AIという言葉を知っていて、意味を理解している」と答えた人と、「AIという言葉を知ったことはあるが、意味は知らない」と答えた人とで、上記の回答傾向に大きな差はない(むしろ「意味を理解している」人の方が多く「あてはまる」と答える傾向にある)。もっとも、AIが必ずしも多くの情報を持っているとは限らず、また、AIは万能ではないことから、「AIを理解している」と回答している人が本当に理解しているのか、について疑問を抱かせる結果となっている。

さらに、AI(人工知能)技術を利用している製品・サービスを知っているかを問う設問(Q5)については、コミュニケーション(ロボット、対話アプリ等)、生活家電については80%以上がAI利用を知っているが、ファッション・娯楽(対戦型ゲーム等)、医療・ヘルスケア(ダイエット支援等)、SNS(写真

14 福井新聞 ONLINE (2021年12月14日 午前7時20分閲覧)

<https://www.fukuishimbun.co.jp/articles/-/1455168>

15 第1回消費者意識調査概要 (https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/meeting_materials/assets/review_meeting_004_200206_0012.pdf) および調査結果 (https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/meeting_materials/assets/consumer_policy_cms101_20316_03.pdf)

動画共有等)、教育・学習(オンライン学習支援等)、個人・ビジネスマッチング(転職等)、不動産・金融(資産運用アドバイザー等)、グルメ・旅行(飲食店予約等)についてはAI利用を知らない人が半数を超えている。そして、こうした製品・サービスに利用されているAI(人工知能)について期待と不安のどちらが大きいかを問う設問(Q7)では、AI利用を知っている人の方が期待が大きいと答え、知らない人の方が不安¹⁶が大きいと答える傾向にあり、また、今後の利用の希望の有無について(Q11)も、利用してみたいという回答は、後者よりも前者の方が多い。

以上のことから、AIについては肯定的なイメージを持つ人が多いものの、AIを本当に正しく理解してそう考えているかについては疑問の余地があり、具体的な製品・サービスにAIが利用されているかの認知も製品・サービスによって異なり、利用を知っているかいないかで期待度と不安度、そして利用希望の有無に差がある、ということがわかる。そうすると、AIについての情報提供はまだまだ不十分であり、ある製品・サービスにAIが利用されていることを知っている人はAIに高い期待を寄せ、利用を希望するが、知らない人は不安を抱き、利用を希望しない傾向にあると言える。他方で、AIにかんする情報収集能力は年齢、年収によって差異が生じることが予想され、これらが「分断線」となる可能性がある。そうすると、AIについての情報格差が、その利用によってもたらされる利益に差異を生み出し、ひいては生活の利便性の点で情報強者と弱者との間に「分断」をもたらし可能性があると、言うことができよう。

次に、総務省による平成28年版情報通信白書を取り上げる¹⁷。その第1部第4章第3節ではAIの進化が雇用に与える影響について、日米の就労者に対する意識調査¹⁸を基に、その意識の差を明らかにしている¹⁹。それによれば、今後、人とAIとが仕事上のパートナーとなることが期待されているところ、自分の職場にAIが導入されることが好ましいか好ましくないか、という設問に対して、日本の就労者は「どちらにもあてはまらない」(47.0%)が最も多いのに対して、米国の就労者は「好ましい」(7.2%)「どちらかというところ、好ましい」(33.6%)と「どちらかというところ、好ましくない」(26.4%)「好ましくない」(9.0%)と二分される結果となっている²⁰。この相違は、職場へのAI導入の有無および計画について、日本では「既に導入されている」が5.0%、「今後導入される計画がある」が5.6%にとどまるのに対して、米国では「既に導入されている」が13.7%、「今後導入される計画がある」が16.5%となっていることから、日本ではAIが仕事上のパートナーとなることが現実味を帯びていないのに対して、米国ではAIが自分の業務に導入されることがより具体的にイメージされている、と評価されている。

以上のことから明らかとなるのは、すでに米国では、AIの導入が望ましい、と考える人々と、AIが人間の職を奪いかねない、という危機感を抱く人々との二極化が生じており、今後は日本でもAIが現実的に仕事上のパートナーとなる可能性が高まることで、米国と同様の二極化が進展する可能性がある、ということである。他方で、AIの導入可能性については、職種によって大きな差異が出ることが予想される。そうすると、職種とそれに関連する年収とが「分断線」となる可能性がある。そして、実際にAIの導入によって人間の仕事が奪われるようになると、よりAIが導入される職種の人々とそうでない人々との間で「分断」が発生するおそれがある。

16 なお、AI(人工知能)に対する具体的な不安の内容について(Q8)は、セキュリティ(個人情報漏洩)、事業者による情報の人為的操作、プライバシー侵害が多い他、想定外の動作やAIによる不当な判断・差別、生命・身体・財産への危害も挙げられている。

17 平成28年版情報通信白書(特集 IoT・ビッグデータ・AI～ネットワークとデータが創造する新たな価値～) <https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h28/pdf/index.html>

18 総務省「ICTの進化が雇用と働き方に及ぼす影響に関する調査研究」(平成28年)。

19 白書242頁以下。

20 なお、白書246頁では、仕事のパートナーとしてのAI(人工知能)を「非常に大きな抵抗がある」「ある程度抵抗がある」と考える場合の関係として、米国では「同僚」「部下」を挙げる人が多いが、日本では「上司」を挙げる人が多いとされる。能力・実力で評価される米国では、能力・実力を伴うAI(人工知能)が「同僚」や「部下」になることで、キャリアアップに障害となることが不安要因とされるのに対して、日本では、AI(人工知能)が「上司」となると詳細かつ厳格な査定が下される可能性があり、疎ましい存在となる、ということが指摘されている。

2.3 ワクチン接種

ワクチン接種については、まず「東京iCDC リスクコミチームによるワクチン接種に関する都民アンケート調査」²¹を取り上げる。同調査は、東京都に住所を有する20代から70代までの者を対象とし、第4回緊急事態宣言期間中であった2021年7月16日から7月17日にかけて行われたインターネット調査である²²。

新型コロナワクチンの接種経験と接種意欲(Q1)については、年代が上がるにつれて接種経験と接種意欲のある人が増加する傾向にある。「摂取しない」および摂取するかどうか「わからない」理由については、「ワクチンの副反応が心配だから」という理由が最も多く(46.5%)、次いで「ワクチンの重篤な健康被害が心配だから」(28.1%)「ワクチンの効果に疑問があるから」(27.6%)「体質上の理由で打てないから」(15.7%)と続き、「自分は重症化しないと思うから」(12.4%)「注射の痛みがいや」(11.1%)「外出がめんどろ・時間がない」(10.1%)との回答も10%前後見られる。

男女・年代別では、女性は「副反応が心配」「健康被害が心配」「効果に疑問」を選ぶ傾向、男性は「痛みがいや」「外出がめんどろ」「自分は重症化しない」を選ぶ傾向がみられ、特に「自分は重症化しない」は20代男性に多い。

ワクチン接種へのインセンティブ(Q4)については、「同意する」と「同意しない」の意見が割れており、特に「摂取した人だけが参加できる飲み会やイベントを用意すべき」については、「同意しない」が「同意する」を大きく上回っている。これについては、「誰かを排除することなく摂取した人が利益を楽しむものや、利益を他のひとと分かち合えるものについて」は比較的受け入れられやすいのに対して、「排除されたり社会参加できないといった不利益をワクチン未接種者にもたらすようなインセンティブは、受け入れにくい」と分析されている。

以上のことから、人々はワクチンの副反応や健康被害に不安を抱いており、その効果にも疑問を抱いていること、接種へのインセンティブについては、摂取した人だけが利益を得たり、摂取しない人だけが不利益を受けたりすることは望ましくないと考えていることがわかる。

次に、若年層の新型コロナウイルスワクチンに対する意識について、日本財団が全国の17-19歳男女を対象とし、2021年7月16日から20日にかけて、インターネット調査によって回答数1000を得た意識調査を取り上げる。接種経験と接種意欲については上述の調査と比べて、接種に消極的な回答(「摂取するかどうか決めていない」(22.5%)「摂取するつもりはない」(21.3%))が多い。また、接種を受けない理由としては、副反応(32.3%)あるいは健康被害(31.3%)に対する不安に加えて、「情報が足りない」(30.6%)が上位を占めている。接種へのインセンティブについては、ワクチンパスポートの所持者に特典を付与することについての賛否を問う設問において、接種意向者は「賛成」(57.1%)が「反対」(11.9%)を大きく上回るのに対して、接種非意向者は「賛成」(26.3%)と「反対」(26.3%)とが拮抗するという点で差異がみられる。

上述の調査とも併せ考えると、若年層は副反応や健康被害に対する不安や情報不足を背景として接種に消極的な人が一定数存在すること、インセンティブについてはこれを得られる接種意向者と得られない接種非意向者との間で賛否が分かれること、が明らかとなる。そうすると、未知数の点が多いワクチン接種に対する不安を背景に、一般的に接種に積極的な高齢者層と消極的な若年層との間に「分断線」が発生し、両者の間で利益配分が不均等となる可能性があり、これによって両者の間に「分断」が生じる可能性があると言える。

まとめると、原子力、AI、そしてワクチン接種に代表される科学技術は、これに対して人々が抱く不安感を背景として、年代、地域、情報格差、職種(年収)を「分断線」として、社会に「分断」をもたらし得る、ということが出来る。このような「分断」を以下に阻止するかが本研究にとっての重要な課題である。

21 東京iCDC リスクコミュニケーションチームによるワクチン接種に関する都民アンケート調査の結果について(第2394報)
<https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2021/08/26/26.html>

22 すでにワクチン接種が進んでいた時期の調査であり、都内ワクチン接種率は、7月16日の時点で、接種1回目済みが36.8%、接種2回目済みが21.6%であった。

3. 人間の意志と人間を超える自然との二元論

それでは、現代日本の政治制度の下で、そのような「分断」は阻止できるのであろうか。以下の理由から、それは困難であると考えられる。すなわち、このような「分断」は現代日本特有の問題ではなく、近代科学の基礎にある二元論、古代ギリシャにまで遡り、その後、近世ヨーロッパにおいてデカルトによって確立された心身二元論と密接に結びついていると考えられるからである。

古代ギリシャ²³には自然について考察する学問、すなわち自然学 *Physica* が存在していた。そこでは、自然世界に存在する万物の根本（アルケー）は何か、が問題とされた。紀元前7世紀の生まれとされるタレスが万物の根本を「水」と唱えたのを皮切りに、前6世紀のヘラクレイトスは「火」、アナクシメネスは「空気」と考えた。この段階では、「自然は「自ずから生成するもの」と考えられ」、「存在の根源的なものはまだ自然物で示されて」いた²⁴。その後、アナクシマンドロスはこれらを抽象化して「無限なるもの」とし、さらに前5世紀のエンペドクレスが従来の学説を「四大元素（水、火、土、空気）」に統合した。さらにレウキッポスが創始し、デモクリトスが大成した「原子論」において、自然世界はそれ以上分割されず、消滅することもなく新たに生まれることもなく、常に運動している「原子」から構成され、「原子」は質的にはすべて等しく、大きさや形の点で相違するのみで、それら「原子」の組み合わせによって多様な自然世界が形作られている、とされた²⁵。

これが、プラトン以降になると、「自然が何かによって「つくられて存在するもの」と考えられるようになり、「存在の根源的なものが自然物ではなく超自然的なものとされるように」なる²⁶。もっとも、プラトンは自然を、生命を持つものではなく、機械として捉えたのに対して、アリストテレスは自然もまた生命を持ち、ただそこには植物、動物、人間の3段階があり、「単純なものから複雑なものへ、不完全なものから完全なものへ、と連続的な上向きの段級的系列をなして存在しているとみなした」²⁷。中世においてトマス・アクィナスはアリストテレスの考え方を受け継ぎ、系列の頂点に神を置いて神学を完成させたが、他方で自然を機械的に見る動きも、コペルニクス、ケプラー、ガリレイら自然科学者の活動に見られ、後者の動きがデカルトに影響を与えたと考えられる。すなわちデカルトは、「われ考える」すなわち思惟から出発し、思惟とは精神の働きであり、精神と身体とを区分して、「精神は身体がなくても存在する」と主張し、身体を含む物体すなわち自然を機械的に把握し²⁸、そして、精神の意志の働きが身体を動かす²⁹、と考えた。このようにして、人間はその意志によって自然を自由に操作することができる、と考えられたのである³⁰。

しかしここに、この心身二元論が、上述の科学技術に対する人々の不安をもたらしていると考えられる。なぜなら、科学技術も元を辿れば自然科学に端を発するところ、心身二元論によれば意志で制御できるはずの自然＝科学技術が制御できないことから、そのような不安が生じるからである³¹。

他方で、近代的な政治理論および政治制度もまた、個人の意志を基礎としていると言える。そして、そ

23 古代ギリシャ哲学については、納富信留『ギリシア哲学史』筑摩書房、2021年。

24 高岡義幸「科学的研究方法に潜む思考傾向—デカルトの「方法序説」に遡った仮説的試論—」広島経済大学経済研究論集39巻3・4号（2016年）13-23頁、15-16頁。

25 西村耕「自然科学の成立過程における生命観の変遷」大阪女学院短期大学紀要2号（1969年）45-56頁、46-47頁。

26 高岡16頁。

27 西村48頁。

28 高岡17-19頁。

29 デカルト『情念論』173-174頁。

30 デカルトの同時代人であるホブズもまた、「人間の状態は・・・各人の各人に対する戦争の状態なのであり、このあい各人は、かれ自身の理性によって統治されていて、かれが利用しうるものごとで、かれの敵たちに対してかれの生命を維持するのに、かれのたすけになりえないものは、なにもないのであるから、したがってそういう状態においては、各人はあらゆるものに、相互の身体に対してさえ、権利を持つ」（ホブズ著、水田洋訳『リヴァイアサン』（1）岩波文庫、1992年、217頁）と述べている。

31 もちろん、本研究は心身二元論そのものを覆そうとするものではない（心身二元論に対する懐疑と普段の検討とは重要であるとは考える）。むしろその下でいかに、それに端を発する、科学技術に対する人々の不安という問題を解決するか、を検討しようとするものである。

ここでは意志は所与のものとして、変容は想定されていない。例えば、齋藤(2012)によれば、シュムペーターが唱えた利益集計型(「利益モデル」と言われる「デモクラシー論は、理性は「合理的に追求される利益」という形態をとるという想定に立ってきた」)のであって、「人々は、合理的であれば、より多くの自己利益を追求することに関心をいだくはずであるとされ」、その前提は、「個人であれ集団であれ、自らの利益が何であるかすでに知っている主体で」ある、ということであった。しかし、これに対しては、「何が合理的な自己利益であるかがあらかじめ各人に知られているという想定」に批判が加えられている³²。「自らの利益が何であるかすでに知っている」という前提に立てば、科学技術に対して肯定的な人も否定的な人も、その意志が合理的な自己利益に合致することを知っているはずであって、異なるカテゴリーに属する双方の人々が接触・交流することで、双方の意志が相互に影響を与え合って理解が生まれ、場合によってはその意志が変容する、ということは期待できない。

また、吉田(2021)によれば、現代において広くみられる代表制民主主義は、「時間的な制約」「空間的な制約」「非対称性」という制約を内包しており、有権者の意志を十分にくみ取ることができない、という問題が指摘されている。第一に、定期的な選挙によって有権者はその代表者の行動を評価できる反面、代表者は短期的な課題に集中して取り組むことになり、長期的な課題に対応することが困難である。第二に、「国家主権」を前提としていることから、グローバルな課題に対応するには小さ過ぎ、国民一人一人が抱える課題に対応するには大き過ぎる。第三に、代表する者である政治家は一つの職業となっており、代表される者である国民全体のプロフィールを反映していない、という属性の非対称性、また、選挙の際の公約が本当に実行されるかどうか、議員が本当に有権者のために活動しているかどうか国民は知り得ない、という情報の非対称性が存在する³³。そうすると、科学技術が社会に対してもたらす影響は長期的な課題であることが多く、また科学技術の問題は、コロナ禍に顕著に見られるように、人と物の国際的な移動に伴うウイルスの拡散というグローバルなレベルであると同時に、自粛を余儀なくされる個人店主や労働者という一人一人のレベルの問題でもあり、さらにそうした一人一人の問題を国会に届けるのに十分な程度に国民に近い代表者が少ない、ということから、現在の代表制民主主義における代表者は科学技術にかんする有権者の意志を十分にくみ取ることができないと言える。その結果、科学技術に対して肯定的な人と否定的な人との間に存在する不平等な利益配分を解消することはできず、現在の代表制民主主義は科学技術に対する人々の不安に起因する社会の「分断」を阻止できない可能性が高い、と言わざるを得ない。それでは、私たちは民主主義にこれ以上の何かを期待することをあきらめるべきなのであろうか。

4. 第三の道としての熟議民主主義

こんにち、民主主義をあきらめるのではなく、しかし既存の代表制民主主義とは異なる方向で、問題を解決するための「第三の道」としての熟議民主主義(deliberative democracy)が注目されている。

4. 1 理論

吉田(2021)によれば、第二次世界大戦後の各国での民主化運動では、「戦前世代が作り上げた制度(政治、企業、大学)の権威主義的・家父長主義的な価値や態度を非難し、自治や自己決定権を求める」声が学生や労働者から上がったが、それは、たとえ彼らが参政権や被選挙権を有していたとしても、自分たちは「代表されていない」、「政治家や政党があっても、自分たちが望むものを掲げてくれない」という感覚を彼らが有していたからであった。そこで登場したのが「参加民主主義」であり、代表的な論者であるキャロル・ペイトマンによれば、「人々は政治に参加することで、その人格的發展を成し遂げることができる」と主張した³⁴。こうした考え方は、国民投票や住民投票、タウン・ミーティング、パブリック・コメント

32 齋藤純一「第8章 デモクラシーにおける理性と感情」齋藤純一・田村哲樹編『アクセス デモクラシー論』日本経済評論社、2012年、178-199頁所収、180-181頁。

33 吉田徹『くじ引き民主主義—政治にイノベーションを起こす』光文社新書、2021年、33-49頁。

34 吉田114-118頁。

等の形ですでに制度化が進んでいる³⁵。もっとも、参加には心理的・経済的なハードルが高い点、また、「共通の意識を深め、よりよい解決策を共同で討議する、という仕組みを内在的には持ち合わせていない」ので、結果的に「不平等が再生産され、強化されることになる」点で課題がある³⁶。

これに対して熟議民主主義は、「人々との間の理性的な討論を通じて、課題を解決していくことを推奨する民主主義」として登場した。吉田(2021)によれば、熟議民主主義論の立役者の1人となったのはジョン・ドライゼクであった。ドライゼクによれば、例えば環境問題においては、「温室効果ガス削減のために原子力を推進するとして、この原子炉によって」新たな環境汚染が生じ得る、といった困難がある。かといって、「人間生活の水準を引き下げて環境を保全するという方法は受け入れがたい」。したがって、「決定的に重要なのは、人々が自らの思考と行動の変容を起こすような、すなわち「改心」をするようなきっかけや場所を提供すること」である。その「きっかけや場所」を提供するために、ドライゼクは「理性的な検討と解決策を模索できる「討議のためのデザイン」を構想することが重要」であり、その討議には「多様な言説や意見が反映されなければなら」ない、と主張した。その後、「熟議民主主義は1990年代から政治理論分野での大きな流れを作ること」となった³⁷。

齋藤(2012)によれば、熟議民主主義論は、「民主的な政治過程を「利益の調整」の過程ではなく、「理由の検討」のそれとしてとらえ返し、何らかの利益の実現がはかられる場合にも、それがどれだけの数の支持者をもっているかではなく、それにどのような正当な理由(根拠)があるかを問う」ものである。そして、「理由の妥当性そのものが検討されるためには、理由(論拠)以外の力—貨幣や行政権力等—はできるかぎり排されなければならない、その理由は、価値観を異にするあらゆる市民にとって理解可能、受容可能なものでなくてはならない」とされる³⁸。

その意義としては、第一に、「相互の主張とその理由を検討する過程で、他者の提供する情報によって誤った事実認識が正されるだけでなく、他者の示す異なった観点から、自明なものと思込まれていた自らの解釈枠組みにも反省が加えられ」、「他者の挙げる理由が妥当なものとして受け入れられるときには、各人において「選好の変容」が生じる」ことがあり得る³⁹。第二に、「他者の立場にたった場合にも自らの示す主張と理由がなお受容可能であるかいなかを検討することが要請される」ことで、「熟議は、人々が自らの立場をより不偏化するチャンスを提供する」。第三に、「他者の意見に耳を傾け、他者が受容しうる理由の提示をもってその意見に応答しようとする」こと自体が、「参加者の間に相互尊重を醸成」し、それは「多元的な価値観のもとでデモクラシーによる社会統合を維持していくための貴重な資源となりうる」⁴⁰。第四に、「数の上でも、交渉力の上でも劣る少数者が多数者に対して異論を提起」し得ることで、「多数者がこれまで依拠してきた理由を再検討する機会を」ひらき、「少数意見とその理由に対して公衆の注

35 吉田132-133頁。

36 吉田127-130頁。

37 吉田121-124頁。齋藤(2012)181-182頁によれば、熟議民主主義論が広く受容されることになった背景として、第一に、利益集計型の民主主義は「利益に還元されない諸価値を(量的な)集計になじまないものとして排除するが」、「利益調整によっては解決をはかることのできない争点に対してはこのモデルは適切には対応しがたい」こと、第二に、利益集計型の民主主義がもたら焦点を当てる「市場と国家」という制度的次元での論題設定に、市民社会という非制度的次元での議論が影響を与えることが明らかになったこと、第三に、経済成長が停滞し、「利益を広範に分配することが事実上困難に」なり、不利益の分配を正当化する理由の説明がこれまで以上に要求されるようになったことが挙げられる。

38 齋藤(2012)182-183頁。ジョン・ギャスティル/ピーター・レヴィーン編、津富宏・井上弘貴・木村正人監訳『熟議民主主義ハンドブック』現代人文社、2013年(原書はJohn Gastil and Peter Levine, *The Deliberative Democracy Handbook: Strategies for Effective Civic Engagement in the Twenty-First Century*, John Wiley & Sons, Inc., 2005)所収の、マーク・バトン、デイヴィッド・マイケル・ライフ(藤井達夫訳)「第2章 私たちは実際に行われている熟議民主主義から何を学ぶことができるか?」61頁も同旨。バトンとライフ60頁によれば、熟議は「その成果が、広く市民を包摂し、自発性を有し、理性に基づき、平等を特徴とするプロセスから生まれる」がゆえに、熟議そのものに「正統性の源」がある、とされる。

39 バトンとライフ61-62頁も同旨。

40 バトンとライフ64-65頁はこのことを、熟議民主主義は、個々の市民に民主主義の本質的な意味を自分の生活の中で実行し経験する機会を与えるのであって、熟議の政治は、相互に依存し、平等で、主権を持った一員として自分は政治のつながりを構成していると個人が考えるために必要な、スキルと徳とを涵養する、と述べている。また、熟議民主主義は、私生活中心主義と、市民を引きこもらせたり周縁に追いやりたり排除したりする制度という、二重の力に対して戦うための、政治と文化の強力な資源である、とも述べている。

目を喚起することができる」⁴¹。

以上のことから、熟議を通じて、科学技術がもたらす恩恵を重視し科学技術に肯定的なイメージを持つ人々と、科学技術に不安を感じ否定的なイメージを持つ人々との間の「分断」を阻止することができる、と考えられる。なぜなら、熟議の場では異なるカテゴリーの人々との交流・接触の機会を持つことができ、双方ともに科学技術と社会に対する自らの事実認識と解釈枠組みを反省し、自らの立場を不偏化する機会と共に、選好を変容させる可能性が他者から与えられることで、相互への敵意を解消し、相手への想像力を大事にすることができ、「数の力」や「経済力」が排除されることで、「自分が代表されていない」等の不安、無力感、あるいは他者への不信といった感覚から解放されることのできるからである。

4. 2 実践

熟議民主主義の特徴の一つは、その理論面での研究にとどまらず、その実践が目指され、そして遂行されてきた点にある。以下ではその実践の提案と具体的な事例とをいくつか紹介する。

4. 2. 1 熟議の日 (Deliberation Day)⁴²

アッカマンとフィシュキン(2004)は、熟議民主主義の実践の試みとして、「熟議の日」を提案した。以下、彼らの論旨を要約する。「熟議の日」とは、大統領選挙や連邦議会議員選挙等の主要な国政選挙の2週間前に新しい祝日を設定し、有権者が選挙における主要な争点について討論することを通じて、市民が公共的な熟議に携わっていくことを動機づける制度的文脈を設定する、というものである。熟議の日は2日間で、市民はそのうちの1日仕事を休むことが保証される。活動への参加を強制することはできないが、参加した場合は150ドルの日当を受け取ることができる。熟議の日が実現すれば、大統領は世論調査に盲従することはなくなり、熟議を通してより情報に通じた市民を納得させるために自らの政治的判断力を行使することになる。また、特定の利権団体からの圧力を遠ざけ、草の根団体に目を向けるようになる。さらに、選挙運動戦略においては、10秒程度の広告ではなく、情報量の多いコマーシャルの方に資金がぎ込まれるようになる。これは、熟議の日以前の熟議の質を高め、政治家たちは選挙運動の期間により高い水準の政治的討論を行うことになる。加えて、熟議の日は、不参加者にとっても、最終的にどの候補者に投票するかを判断する材料となり、投票率の向上に貢献する。そして、これらの効果は「特性の循環」を生み出すことにつながる。熟議の日は、アメリカとは異なる政治制度をもつ地域においても、修正を加えることで有効に実施することができるし、選挙以外の民主的過程においても応用可能である。加えて、インターネットを補助的に活用することも有効である。経済学的に考察すると、休日を使用されていない既存の施設(学校、教会等)を利用することや、既存の祝日に熟議の日を設置することによって、機会費用は限りなく低く抑えられる。日当として支払われる150ドルという金額は、①参加者の総体的な規模、②参加者が構えている心の広さ、③代表制の潜在的能力という観点から考察するに、妥当なものである。手当支出措置を実施するための実質的な資源コストは、実際に参加者に支払われる金額よりもはるかに少なくなる。実質的に必要となるコストは、①各施設の運営、②次の祝日にそなえた長期的なプランニングの2つに大別される。熟議の日の開催にあたっては、特にスタート時に多大なコストがかかることが想定されるが、現在の支出額の不均衡の現状を見るに、こうした経済的コストは許容されるべきである。

4. 2. 2 討論型世論調査 (Deliberative Poll, DP)⁴³

熟議の日そのものはまだ実現されていないが、アッカマンとフィシュキン(2004)によれば、討論型世

41 齋藤(2012)183-184頁。

42 ブルース・アッカマン/ジェイムズ・S・フィシュキン著、川岸令和・谷澤正嗣・青山豊訳『熟議の日—普通の市民が主権者になるために』早稲田大学出版部、2014年(原書はBruce Ackerman and James S. Fishkin, *Deliberation Day*, New Haven, Yale University Press, 2004)。

43 吉田124-126頁。曾根泰教・柳瀬昇・上木原弘修・島田圭介『「学ぶ、考える、話しあう」討論型世論調査—議論の新しい仕組み—』ソトコト新書、2013年、39-40頁。

論調査 (Deliberative Poll) は、熟議の日の実現可能性を示す最良の証拠である。討論型世論調査の結果から、1つの争点について真剣に検討を行う機会を得た普通の市民は、これまでよりその争点に関する情報に明るくなり、適切な判断を行うことができるようになることが示されている。吉田 (2021) によれば、討論型世論調査の概略は以下のとおりである。市民150-300人が無作為抽出で選ばれ、報酬を得て週末に集まる。全員が事前に討論のテーマに関する情報提供を受けている。10-15人の小グループに分かれて討議を行う。討議の場には進行役としてファシリテーターが置かれ、発言の機会が公平かどうか注意を払い、議論を整理する役割を務める。討議に際して市民から出た質問に答える専門家も用意されている。無作為抽出の母集団と、抽出された参加者とを対象とするアンケート調査を行い、後者は討議前と後の2度行うことで、参加者の意見がどの程度変化したかを測定する。討論型世論調査を機能させるには、「情報が信頼できること、参加者の意見が多様であること、討議がバランスのとれたものであること、参加者が誠実であり、他人の意見を傾聴することが必要」とされる。日本で最初の討論型世論調査は、2009年に神奈川県で実施された「道州制」討論型世論調査であるとされ、その後各地で2012年までに6回実施されている。

4. 2. 3 計画細胞 (Planning Cell)⁴⁴

「計画細胞 (ドイツ語ではプラヌンクスツェレ (PlanungsZelle))」は1970年代の西ドイツ (当時) で考案され、主として自治体レベルで都市のインフラ整備の問題が市民による熟議の対象とされてきた。具体的な行政課題に取り組み、市民からの意見集約を求めている公的機関が、中立的な立場にある研究機関やコンサルティング組織に委託したりこれを後援したりする。会場は市庁舎、図書館、学校といった公共施設であることが多く、複数会場で数百人が参加する。一つのプロジェクトで平均6-10の計画細胞が開催され、それぞれの細胞には無作為抽出された約25人の市民が報酬を得て参加する。4日間は1日4コマ、計16の作業単位に分けられ、一つの作業単位は、情報提供、情報提供者への質疑、現地訪問、そして5名から成る小グループでの討論から構成される。小グループのメンバーは、人間関係の影響を最小限とするために、作業単位ごとに入れ替えられる。計画細胞では各細胞に男女1名ずつのプロセス管理者がおり、ファシリテーターというよりは、小グループの議論から出た成果を順序良くまとめる等、手続きを管理し進行する役割を果たす。すべての計画細胞が終了すると、主催者は市民たちの意見をまとめた「市民鑑定」と呼ばれる報告書をまとめ、これを政策立案者に手渡す。と同時に報告書は公開され、市民一般がこれ入手することが可能となる他、情報提供者、政治家、関係組織・団体に配布される。大きな資源を必要とするイベントであり、もっとも重要なことは、「委託した組織からの強力な財政上の支援」とされる。また、社会的に重要かつ緊急性の高い、一般市民の生活に関連する問題で、異なる利益やリスクをもたらすような選択肢がある場合に望ましい手法とされる。

4. 2. 4 コンセンサス会議⁴⁵

コンセンサス会議は1987年にデンマークで、遺伝子工学の工業及び農業への利用の可否をめぐって行われたのが最初とされる。その後90年代にヨーロッパ各地で開催され、日本では1998年に初めて実施され、2006年から2007年にかけては「遺伝子組換え作物の栽培について道民が考える『コンセンサス会議』」が開催された。主として科学技術と政策をめぐり倫理的問題を対象とする。新聞等での公募に興味を持った市民が参加するため、このような取組みや議題に強い関心を有する市民が集まることになる。デンマークでは約10-25人の市民がおおよそ3か月間にわたって8日間の会議に参加する。第一段階では、市民は週末を利用して2回集まり、テーマ、プロセス、集団について学習し、会議での質問事項をまとめ、質問相手を情報提供者 (専門家や利益団体) のリストから選択する。第二段階では、4日間の会議が行われる。最

44 ベーター・C・ディーネル、篠藤明德訳『市民討議による民主主義の再生—プラヌンクスツェレの特徴・機能・展望』イマジン出版、2012年、ギャスティル／レヴィーン126-158頁所収、キャロリン・M・ヘンドリクス (後藤潤平訳)「第6章 コンセンサス会議とプランニング・セル—素人の市民による熟議」、曾根ほか97-98頁。

45 ヘンドリクス126-158頁、曾根ほか95-97頁。

初の2日間は情報提供者が事前に提出された質問事項に回答する。これを受けて、市民は質問事項を再検討し、論点を明確にしていく中で意見を形成する。残りの2日間で、市民がその合意の下で提言書を作成し、公開の場で行政機関等に提出する。ファシリテーターは議論の促進と手続の管理のどちらも担当する。中立的な立場にある研究者や政治参加の実践家で構成される外部の諮問委員会は、市民の選出、情報提供者リストの作成、資料の作成、ファシリテーターの選定などを監督する。

4. 2. 5 市民陪審 (Citizen Jury®⁴⁶)⁴⁷

市民陪審は、1974年に新しい民主主義プロセスの研究開発を目的としてジェファソン・センターを設立したネッド・クロスビーによって考案され、2002年までに米国内で31のプロジェクトが開催された他、イギリスやオーストラリア等で200回以上開催されている。市民陪審は特定の政策に対する勧告を作成することを目的として行われた。無作為抽出により、最大で24名の市民が5日間、報酬を得て集められた。実際の議論は4-6名の小グループで行われた。陪審員への情報提供は、情報提供者の証言と、証言者への陪審員からの直接質問という方法がとられた。ファシリテーターは十分な訓練を受け、陪審員が自由に、しかし目下の問題に集中しつつ自己の考えを表現しながらも、議論を独占することもないようにコントロールし、証言者が陪審員の質問に簡潔かつ直接に答えられるよう証言者のサポートも行う他、陪審員がファシリテーターからバイアスを受けることのないようボディランゲージに至るまで管理された。陪審員は最終的な勧告を彼ら自身の言葉で作成し、報告書は彼らの再検討を経て公表された。ジェファソン・センターは外部の諮問委員会から、市民陪審の議題設定と証言者の選定につき助言を受けた。実際に行われたプロジェクトの多くは質の高いものであったが、作成された勧告が政策立案者に直ちに採用されることは難しく、費用に比して、公共政策に対して大きな影響を与えることはできなかった。2002年にジェファソン・センターが閉鎖され、スタッフが去ったために、それ以降アメリカでは開催されていない。

4. 2. 6 「市民と専門家の熟議と協働のための手法とインタフェイス組織の開発」

2007年10月から2012年3月にかけて、大阪大学コミュニケーションデザイン・センター准教授(当時)の平川秀幸を代表とする研究開発プロジェクト「市民と専門家の熟議と協働のための手法とインタフェイス組織の開発」が、社会技術研究開発センター(RISTEX)の社会技術研究開発事業である研究開発プログラム「科学技術と社会の相互作用」の一環として実施された⁴⁸。これは、社会における科学技術関連の問題を解決するのに不可欠な、専門家、政策決定者、企業、団体、そして市民の間の「公共コミュニケーション」を支援することを目的とし、そのための「インタフェイス組織」を大学に設立し、「熟議」と「協働」のための手法を新たに開発する、というプロジェクトである。研究開発課題は、4課題(「コミュニケーション手法の研究開発」「参加型実践研究の基盤開発」「統合的 pTA 会議の社会実験」「組織運営基盤の開発」)、研究実施項目は6項目、細目は18細目と多岐にわたる。中でも熟議と直接関連するものとして、熟議の手法と実践事例とのデータベース(『でこなび』⁴⁹)作成、熟議に対するニーズ調査、「中関心層」を対象とした熟議型対話手法(「論点抽出カフェ手法」)の開発、World Wide Views in Japan の運営・開催、統合的 pTA(参加型テクノロジーアセスメント)会議(「熟議キャラバン2010—再生医療編」)の手法開発が挙げられる。

ニーズ調査の結果、現状、人々にとって熟議民主主義はイメージしづらいものの、「政策形成への参画を具体的に示し、それが実行可能で有効だということが知られるようになれば、人々の認識は変わる可能性がある」ということが明らかにされた⁵⁰。「論点抽出カフェ」は2008年から2009年にかけて9回、88人の

46 Citizen Jury® はジェファソン・センターの登録商標である。

47 ギャスティル/レヴィーン160-170頁所収、ネッド・クロスビー、ダグ・ネザーカット(後藤潤平訳)「第7章 市民陪審—一人びとの信頼できる声を作り出す」。

48 研究開発実施修了報告書は <https://www.jst.go.jp/ristex/funding/science/> に掲載されている。

49 <http://decocis.net/navi/>

50 研究開発実施修了報告書10-11頁。

参加者に対して試行された⁵¹。World Wide Views は、2009年12月にデンマークのコペンハーゲンで開かれた第15回気候変動枠組み条約締結国会議（COP15）に世界各国の市民からの提言を届けるための会議で、2009年9月26日に、日本を含めた38か国から各国100人ずつ、約4000人の市民が参加した。討論型世論調査をベースとし、4つの「テーマ別セッション」（各セッション70-85分、各テーマについて議論し、投票によって個人の意思を表明）と「提言セッション」（120分、提言書の作成と重要な提言の選出）とで構成された。事後調査により、「市民会議への参加経験は、公共コミュニケーションへの参加に対し、肯定的な意識を生み出すことが示唆された」⁵²。統合的 pTA 会議は、「熟議キャラバン2010—再生医療編」という社会実験として、「論点抽出ワークショップ」「アジェンダ設定会議」「成果の事後利用」で構成された。「論点抽出ワークショップ」は2010年に16回実施され、再生医療関係者を含む計180人が参加した⁵³。参加者が選出した180の論点が「アジェンダ設定会議」に引き継がれた⁵⁴。「アジェンダ設定会議」は2010年9月25-26日に大阪大学で開催され、再生医療のステークホルダーとして理系研究者・文系研究者・医療従事者3名ずつの計9名と、一般市民9名とで構成された。「論点抽出ワークショップ」で抽出された論点を整理し、「再生医療について今、社会で議論すべき重要な問題は何か（＝アジェンダ）」を設問リスト（設問数22）の形で作成し、公開した。設問リストと論点とは「成果の事後利用」としてアンケート調査等に活用された⁵⁵。

4. 3 熟議民主主義の実践の特徴

以上の内容を熟議民主主義の特徴としてまとめると、市民が集まり、少人数のグループに分かれ、特定のテーマについて、ファシリテーターの下で、また情報提供者（専門家）とのやり取りを踏まえて、討議する、という点で共通項がある。いずれの手法についても、参加者の「選好の変容」と市民意識の高まりとが見られることが指摘されている。他方、手法ごとに異なる点として、開催者は政府組織、非政府組織、市民グループと多様である。参加者の設定は、多くは無作為抽出であるが、コンセンサス会議のように公募の場合もあり、時に利害関係者から選出されることもある⁵⁶。また、期間については、討論型世論調査のように1日か1泊2日といった短期間の場合もあれば、コンセンサス会議のように計8日間といった長期間の場合もあるが、他は概ね4日前後である。さらに、その目的の点で、討論型世論調査は参加者の意見の変化の有無を測定することであるが、それ以外は何らかの形で参加者の意見を集約し、提言のような形にして、関係者に提出することである。いずれの手法においても、「すべての人にとって道徳的に受け入れられる仕方で市民同士がお互いの関心となっている様々な課題についてじっくり考えるよう勇気づけられる環境」⁵⁷を確保することに十分な注意が払われていると言えよう。

51 研究開発実施修了報告書12-13頁。

52 研究開発実施修了報告書13-14頁。

53 研究開発実施修了報告書29頁によれば、「熟議キャラバンでは、論点抽出ワークショップでもアジェンダ設定会議でも、まとまった情報提供はしていない」とのことである。

54 研究開発実施修了報告書25頁によれば、「素人も含む多様な視点を集約し、テーマに応じて研究者や政策関係者、さらには広く社会に向けて伝えていくこと」が論点抽出カフェの意図であり、「[専門家から素人へ]——これは世の中に既にたくさんある——ではなく「素人から専門家へ」、そして「素人から素人へ」という流れをあえて作り出すこと、それが論点抽出カフェの要である」とされる。

55 研究開発実施修了報告書24-26頁。研究開発実施修了報告書29-30頁では、非専門家が熟議に参加することの社会的意義として、「専門家も非専門家も等しく参加するという「対称性」、さらにはより多様なアクターが参加する「統合性」の価値」が強調されるべきこと、人々が科学技術についてメディアを通じて情報を収集する際に「どういうところに誤解が生じるのか、どういうところの知識や情報の周知不足が、コミュニケーション上のネックになるのか」という課題の把握を「ある程度、先取りしている可能性がある」こと、「人々が熟議に参加し、それを通じて政治参加することへの「市民性（citizenship）のエンパワメント」の機会になっている」ことが挙げられている。また、30-31頁では、科学者にとって市民と熟議することの意義として、「科学者たちのエラーをチェックし、補完する役割を期待」できること、非専門家が科学技術について「どれくらい知らないか、（そして自分たち専門家が、その事実をいかに知らないか）を知ることができ」ること、「非専門家との対話手法を身につけ」ることができ、専門家としての自分の存在を意識する機会となること、が挙げられている。

56 バトンとライフ53頁。

57 バトンとライフ62頁。

4. 4 熟議民主主義の起源

上述の心身二元論を生み出した古代ギリシャにおいてすでに、熟議民主主義は実践されていた。その意味でも、熟議民主主義は、人間の意志と人間を超える自然との対立を克服する「第三の道」であると言える。

古代ギリシャ史の碩学であるフィンリー (1973)⁵⁸は、「単に民主政治だけでなく、さらに政治、つまり公の議論によって意思決定に到達し、しかる後に開かれた社会的経験の必要条件としてこれらの決定に従うという技術をも発見したのは結局、ギリシア人たちであった。・・・我々が深く研究することができる唯一のギリシア民主政治、紀元前五、四世紀のアテナイの民主政治は、また知的にも最も発展性のあるものであった。歴史を読むということが近代民主主義理論の出現と発展に役割を果たしたとするならば、一八、一九世紀に読まれたのはアテナイの経験に基づいて書かれたギリシアの書物であった。我々が古代の民主政治を論じるとき、考察の対象にしようとするのはそれゆえアテナイである⁵⁹と評している。

古代の都市国家アテナイは、18歳以上の成人男子市民の数が3万5千から4万人であり、直接民主制を採用していた。すなわち、最高意思決定機関である民会への出席は成人男子市民全員に開かれており、その民会は「戦争や平和、条約、財政、立法、公共事業、つまり統治活動の全領域に最終的な決定権を」有した。民会は屋外集会であり、年に少なくとも40回開催された。通常は、議案についての決定を一日の討議で行い、「原則として出席者全員が発言権を」有し、「その決定は出席者の単純過半数によってなされた」。他方で、「統治機構の行政的部分は、抽選によってすべて選ばれ」、その中心は市民500人で構成される評議会であった⁶⁰。「実際は民会で発言権を行使する人は、ごく少数の人々に限られていた。民会の行動をみれば、それが技術的な専門知識と同時に政治的な専門知識の存在を認めていたことがわかる。民会はいつの時期でも、選択すべきいくつかの代替案の提示を少数の人々に頼っていた⁶¹」。

カネヴァロ (2020)⁶²によると、このような古代アテナイの民主制は一般に、指導者たちの演説を聞いた大衆が投票するという「熟議民主主義よりも国民投票型 plebiscitary 民主主義の意思決定に近いものとして提示されてきた⁶³」。しかし、「アテナイでは、直接民主政の下で大衆がさまざまに政治参加をしているが、その働きと、何よりその正当性は、熟議のための堅固な諸制度によって保証されており、またそこからあらゆる論点について、(比較的高度な)情報の開示を伴う、広範にわたる討論が生み出され、そしてそれらがさらに強固な熟議志向のエートス(すなわち、民主的熟議に参加する全市民に取り入れられており、全市民に備わっているものと期待されている「熟議の姿勢 deliberative stance」)によって強化されている⁶⁴。議事進行を司る幹事役の権限は「進行役 facilitator」の権限に類似していた。すなわち幹事役はその権限において参加者に熟議を促し、合意形成に導いた⁶⁵。また、アテナイ民会は単に多数の投票を獲得することを目指す場ではなく、投票前の段階で市民の間に深刻な不和が生じないように対処することで「合意形成に向けた熟議を促進」した⁶⁶。現存史料から伝えられる討論は、演説者や民会参加者の元々の選好

58 M・I・フィンリー、柴田平三郎訳『民主主義 古代と現代』講談社学術文庫、2007年(刀水書房、1991年、原書は M.I.Finley, Democracy, Ancient and Modern, Rutgers University Press, 1973)。

59 フィンリー34-35頁。

60 フィンリー40-41頁。

61 フィンリー46-48頁。もちろんフィンリーには、そして本稿にも、古代アテナイの直接民主制を現代に復活させるべきである、などと主張する意図はない。フィンリーは、「古代アテナイのような小さくて同質的な対面社会とのストレートな比較を行うのは、愚かしいことである。現代の都市や国家のなかに最高の意思決定機関として市民集会を復活させることを提案したり、それを夢見ることさえも、愚かしい。私が考えているのはそのような選択ではなく、政治的無関心を考慮に入れた、もっと別の選択である。・・・問題は、・・・アテナイの実質ではないにしてもアテナイの精神に沿った、民衆参加の新しい形態が発明される必要があるか否かということである」(60-61頁)と述べている。

62 (翻訳)ミルコ・カネヴァロ、佐藤昇訳「アテナイ民会における民主的熟議：正当性を得るための手続きと行動」『クリオ』34号(2020年)78-116頁。

63 カネヴァロ80頁。

64 カネヴァロ82頁。フィッシュキン(2009)27-30頁も、古代アテナイの政治は「熟議と無作為抽出というふたつの重要な要素を組み合わせている点がユニークである」と評している。

65 カネヴァロ85頁。

66 カネヴァロ87頁。一般参加者からの修正動議が認められていたことは、幅広い議論を踏まえて、「提案に対する改善・

が変容しないことを前提とするものではなく、「むしろ、熟議と相互の説得を通じて、そして最終的には合意形成のための圧力によって、少なくともある程度、自分たちの立場を変えることをもやぶさかではない、そのような態度を要求するものであった」⁶⁷。さらに、投票は熟議民主主義とは無関係であると考えられる者たちもいるが、投票に先立つ討議の中で多様な意見や提案が提示され、説得が試みられることを通じて「1つの提案へと統合されていった」のであって、「投票システムそれ自体が、持続的で効果的な熟議を前提とするものだった」⁶⁸。また、投票者一人一人が、「身勝手に無責任な投票であったという非難を退けられるように」、公共善の観点から正当化可能な投票行動に努めた⁶⁹。

4. 5 熟議民主主義の課題

このように長い歴史を有する熟議民主主義については、それだけに、その課題がすでに多くの研究者によって指摘されており、また今日におけるその実践からも浮き彫りになっている。

フィッシュキン (2009)⁷⁰は、「熟議」を以下の5つの項目すべてで高得点をマークしているものと定義する。すなわち、「①情報—争点に関係すると思われる十分に正確な情報がどれほど参加者に与えられているか」②「実質的バランス—ある側、またある見地から出された意見を、反対側がどれほど考慮するか」③「多様性—世間の主要な立場が議論の中で参加者にどれほど表明されているか」④「誠実性—参加者がどれほど真摯に異なる意見を吟味するか」⑤「考慮の平等—参加者のすべての意見が、どの程度、誰が発言者かということではなくその論点自体により検討されているか」である⁷¹。そして、「政治的平等」とは、「平等な投票権の概念に、それが選挙や住民投票といった国民の意見聴取に適用されるという条件が付随したもの」、「政治参加」とは、「政府や政策の選択の形成、採択、実施に向けて大衆が直接的、間接的に行動を起こすこと」と定義する⁷²。その上で、「熟議、政治的平等、大衆の参加という3つの原則は、このうちのどれが二つを実現しようとするとき残り一つの実現が危うくなるというトリレンマの状態をつくりだす」と指摘する。例えば、熟議と政治参加とが同時に実現された場合、これを「動員された熟議」と呼ぶことができるが、自発的な参加者が集まる熟議では、「参加者の多様性が限定されたり、ある特定の話題について関心のある人々を呼び寄せたりすることにつながる」。したがって、「自主参加による熟議は、政治的平等には反する」とされる。また、熟議と政治的平等とが同時に実現された場合、これを「熟議的平等」と呼ぶことができるが、「ミニ・パブリックス」と呼ばれる、国民全体を対象にした無作為抽出により選ばれた市民たちが直接対話を通じて熟議を行うことになる。この方式は陪審員制度や計画細胞など広く用いられているが、「どの手法であっても、参加者は社会のごく一部であり、「参加のゆがみ」や票の重みを等しくすることが欠如しているため、代表性が損なわれるという問題がある」とされる⁷³。また、「熟議民主主義については、実のところ特権層が熟議を支配しているのではないかとの指摘や、「集団分極化法則」

調整が図られていたことを示唆している」。また、88-89頁によれば、アテナイ市民は誰でもいつでも「違法提案に対する公訴(グラフェ・パノモン)」を提起することが可能であり、「討論、投票、そして関連規定の実施を中止させることができた」ことで、「広範な合意を目指すことによってのみ、提案者も、民会参加者も、演説者も、幹事役も、提案がその場で制定され、円滑に実施されることが本当に期待できた」。同様の仕組みが、後述するイー・ザピープルにもみられる。

67 カネヴァロ89頁。

68 カネヴァロ89-90頁。

69 カネヴァロ91頁。

70 ジェイムズ・S・フィッシュキン著、曾根泰教監修、岩木貴子訳『人々の声が響きあうとき—熟議空間と民主主義』早川書房、2011年(原書はJames S. Fishkin, When the people speak: deliberative democracy and public consultation, Oxford University Press, 2009) 57-105頁。

71 フィッシュキン (2009) 60-73頁。

72 フィッシュキン (2009) 74-79頁。

73 フィッシュキン (2009) 88-99頁。これに対してフィッシュキン自身は、「無作為抽出を適切におこない、参加をうながす効果的な誘因が用意できれば、参加のゆがみは回避できるはずである」(132頁)と主張する。また、小社会の代表性の正当性については、「人々が問題を考える適切な条件に置かれていれば世間の支持を得られるものだという推論の信憑性にかかっている」(154頁)が、大衆は政治や政策に関心がなく、熟議を行う能力がないという批判があるけれども、討論型世論調査や熟議的意見聴取の結果を踏まえると、大衆は、必要だと感じた場合には、「複雑な問題に取り組む能力がある」と述べる(186頁)。

についての指摘がある」とも述べる⁷⁴。

また、齋藤(2012)は、「現実に行われる熟議は、時間の制約のもとにあるだけではなく、公開性、発言の平等とその相互性の確保といった条件においても十全なものではありえず、そこから排除されるべき経済的・行政的諸権力が対話の過程に侵入することも完全には避けられない。のみならず、人間の集団心理を考慮に入れれば、C・サンスティンらが指摘するように、熟議においてもバンドワゴン効果(優勢な意見への同調)、集団極化(当初のバイアスの強化)などの減少が避けられない(Sunstein 2008)」と指摘する。

以上は主として理論面での課題であるが、実践面にも課題は多い。吉田(2021)も指摘するように、制度化されてもいる参加民主主義と異なり、熟議民主主義は「その多くが主催者や行政当局の意思によってアドホックに企画されているに留ま」る⁷⁵。その理由の一つとして、他の民主主義と比べて相対的に手間と時間がかかることが挙げられるであろう。「意味ある熟議のためには、入念な準備が欠かせない。・・・優位なサンプルが作れるよう、無作為抽出を行い、その中から希望者を募り、さらにそのサンプルが母集団の縮図となるようにし、十分に客観的な情報を提供した上で、ファシリテーターによって対話を進めなければならない」⁷⁶。また、曾根ほか(2013)が述べるように、例えば討論型世論調査は、通常の世論調査よりも費用が掛かる。「その大半は、参加者の交通費・宿泊費・謝金や会場費などである」⁷⁷。平川「市民と専門家の熟議と協働のための手法とインタフェイス組織の開発」報告書でも、「公共コミュニケーション」を支える「インタフェイス組織」の維持運営について、「競争的資金に頼らない資金調達方法を検討してきたが、良い解決には至らず、今に至っている。資金調達方法を考案することは、依然として重要な課題である」ことが指摘されている⁷⁸。上述の市民陪審が費用対効果の面で苦境に陥ったことも思い起こすべきである。

上記「熟議民主主義の特徴」でも述べたように、公募の場合は元々市民意識の高い参加者が多くなり、その分議論が充実し、成果の質も高くなることが予想されるが、社会一般の人々の縮図(ミニ・パブリック)という意味合いは薄くなり、結論が「社会の総意」とはかけ離れることも考えられる。これは「熟議の主体」の問題と呼ぶことができる。また、十分な議論の時間を確保するために期間が長くなればなるほど、仕事や家庭のことで多忙な一般市民の参加は望めなくなり、時間とお金に余裕がある一部の層だけが集まる可能性が高まるが、そうかといって短期間では十分な議論ができず、「熟議」とは言えなくなる、とのおそれもある。これは「熟議のコスト」の問題と呼ぶことができる。さらに、最終的に国や地方自治体等の政策立案者への提言を作成することは、そのようなことをした経験がない一般の人々にとっては、最初からハードルが高く感じられ、参加を躊躇する、参加しても考えていることを自然に表明できない等の反応が予想されるが、逆に、政策立案に対して影響を与えられないのであれば、時間と費用とをかけてまで参加しようとする気が起きず、議論に際してもモチベーションが上がらない等の反応も考えられる。これは「熟議の意義」の問題と呼ぶことができる。

以上、熟議民主主義の理論面と実践面での課題を列挙したが、多くの研究者が共通して指摘するように、完全な民主主義制度というものは存在し得ないのであって、代表制民主主義にしろ、参加民主主義にしろ、

74 前者の批判については、「そうした意見は主に陪審の研究でみられるものであり、陪審とDPとの相違点を踏まえるべきである。DPの研究結果によると、熟議のプロセスが学歴や人種といった社会経済的要因と意見の変化との因果関係は見られない」と反論し、後者の批判については、「DPでは分極化の傾向はまるでなかった。均質化の傾向は多少見られたが、人々がよく考えずに社会に服従するといった集団思考に陥ることはなく、むしろ反対意見をよく考慮したものであることが示唆されている」と否定する。

75 吉田133頁。

76 吉田139頁。例えば討論型世論調査は、曾根ほか241-242頁が述べるように、準備に1か月から3か月という期間を要する。

77 曾根ほか240-241頁。

78 研究開発実施修了報告書34頁。同プロジェクトでは、「資金調達の方法として、企業のCSR(企業の社会的責任)活動との連携や、経済団体(経団連等)を通じての寄付による資金調達の可能性」、「一般の市民から寄付を集める可能性」、「カフェ(喫茶店)を出店し、そこで定期的にサイエンスカフェ等のイベントを開催するとともに、収益の一部を組織の活動資金として自ら寄付するモデル」が検討されている。

熟議民主主義にしる、それぞれの欠陥を互いに補い合うことが望ましい、と言える。とはいえ、問題は、その欠陥を補うことができるのか、補うとすればどのような仕方それが可能か、ということである。

5. 科学技術による課題の克服

新型コロナウイルスの流行は、グローバル時代における人と物の流通の制限という意味でも、その問題を科学技術によって解決することが試みられ、一定の成果をもたらした、という意味でも未曾有の事態と言える。本研究は偶然にもそのような時代に着手されたが、すでにそれ以前から、上記の課題のいくつかは科学技術の応用によって解決することができるのではないかと考えられてきた。

フィッシュキン（2009）は、熟議民主主義の実践がより困難であろう3つのケースのうちの1つとして「仮想空間」を挙げ、「小社会による熟議を仮想空間で行う場合、デジタルデバイドの問題と、テキストベースのコミュニケーションによる問題が生じる。オンラインで行うDPの実証実験はまだ不十分だが、熟議が長期間にわたるほどコストの削減が見込めるため、直接対話方式の熟議よりも効果が低いとするのは早計である」と指摘する。曾根ほか（2013）も、費用面の問題をインターネットで解決できないか、という主張が以前から出てきているが、「インターネットにつないでいる者からサンプリングをするのか、一般の無作為抽出をしたうえで、インターネット設備を等しく配備するののか」という問題がまずある。次に、参加者がテレビ会議システムを使いこなすことを習得できれば、さらに可能性があるだろう」と述べている⁷⁹。

すでにインターネットを利用した熟議の実践も進められている。例えば、パトリシアほか（2005）⁸⁰によれば、非営利組織「情報ルネサンス」によるオンライン対話は、1996年に始まり、2003年までに、500-1000人が参加する数週間の対話が開催された。オンライン対話の利点として、他の市民参加手法と比べて参加しやすい、自分の都合の良い時に参加できる、他の人々のコメントを理解した上で自分の主張を行うための十分な時間がある、参考資料が簡単に利用でき、議論の場を対等にする助けとなる、政策立案者を含むすべての参加者が対等な立場で参加する、参加者とのやり取りを通じて、自分とは異なる観点をより理解することができる、が挙げられている⁸¹。

また、ワイクスナー（2005）⁸²によると、1999年に設立されたイー・ザピープル（e-thePeople.org）は、参加したければ、ユーザー名とEメールアドレスを入力してオンライン登録するだけで、誰もが参加できる⁸³。年間、常時利用者が3万人、随時利用者が13万人、閲覧のみの利用者が100万人いる⁸⁴。会員がウェブ上のフォームを使って投稿すると、管理人によるチェックなしで、即座にサイトに掲載される。投稿した会員のプロフィールを他の会員が見ることができ、会員同士でEメールアドレスやインスタント・メッセージのアドレスを交換して私信を送ることもできる⁸⁵。会員たちは評価システムを使って、あるスレッドを「お勧め」することができ、一番人気の評価を得ると、そのスレッドがイー・ザピープルのトップページに表示される。対話の重要度評価は、時間の経過とともに指数関数的に減るようにされており、常にタイムリーで重要度が高いトピックが取り上げられるようになっている。投稿以外の情報をイー・ザピープルのウェブサイトで提供することはない⁸⁶。必要であれば会員自身が、他のインターネット・サイトや参考資料へのリンクを直接貼ることができる⁸⁷。評価システムにより、情報価値のない記事、不正確な記事、

79 曾根ほか240頁。

80 ギャスティル／レヴィーン196-210頁所収、パトリシア・A・ボナー、ロバート・カーリック、ローズマリー・ガン、ローリー・E・マーク、チャールズ・A・ラトリフ、森達也訳「第9章 オンラインの対話が市民と政府をつなげる」。

81 パトリシアほか198-200頁。

82 ギャスティル／レヴィーン280-297頁所収、マイケル・ワイクスナー、木村正人訳「第15章 e-thePeople.org—現在進行中の大規模な熟議」。

83 ワイクスナー281頁。

84 ワイクスナー291頁。

85 ワイクスナー286頁。

86 ワイクスナー281-282頁。

87 ワイクスナー285頁。

攻撃的と思われる記事については、他の会員が、それを目にするのを制限することができることで、熟議が促進され、集団としての合意が反映され、コミュニティの質が維持される。イー・ザピープルは、ニュース・サイトのように、独立した個々の記事の見出しが並び、一番活発でタイムリーな対話ができるよう自動選別フィルターがついているため、読みやすく、参加の段階を、ただ読むだけから、評価する、コメントする、そして記事を投稿する、と複数設定しているため、インターネットでの議論に不安を感じる人にも配慮している⁸⁸。

そして近年では情報科学技術の飛躍的な進展を背景に、科学技術研究者の側から、熟議民主主義への科学技術の応用の提案と実践とが為されている。

国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）の研究開発戦略センター（CRDS）が取りまとめた「戦略プロポーザル 複雑社会における意思決定・合意形成を支える情報科学技術」⁸⁹によれば、情報科学技術の発達に伴い、「情報爆発や社会のボーダーレス化により、意思決定に関わる要因・影響にさまざまな可能性が生じ、その広がりや人間の頭では考えられないほどになり、また「意思決定にますますスピードが求められる」ようになったこと、また、「悪意・扇動意図を持って、他者の意思決定に影響を与えるような情報操作が容易になってしまった」ことから、個人や集団による「熟慮・熟議が困難な事態がたびたび起きるようになっている。この問題の「解決には情報科学技術によるアプローチが不可欠で」あり、このプロポーザルは「熟慮・熟議を困難にした原因を解決するための情報科学技術の研究開発を推進し、個人や集団の主体性・納得感を持った意思決定を支援・促進する仕組みを創出する」ことを目指す、とされる⁹⁰。具体的な研究開発課題としては、第一に、「人間が取りこぼしてしまう膨大な可能性を調べ上げ、その中から有効な候補を高速に見つける技術」⁹¹であり、「意思決定の場面において、人間の限られた思考範囲を超えて、さまざまな要因・影響の可能性を踏まえた有効な選択肢を提示する技術や、多数の関係者間の交渉（合意形成）の場面において、人間には思い描けないほどの膨大な条件の組み合わせの中から、適切な合意点の候補を見つけ出して提示する技術等があげられる」⁹²。第二に、「悪意・扇動意図を持った情報操作を回避する技術や、そのような情報操作に対する耐性を高める技術」⁹³であり、「例えば、意思決定の根拠として信憑性の低い情報（フェイクニュース等）を判別・排除する技術や、多数の関係者間の合意形成や投票の場面において、健全性・公正性を保証する理論やそれを阻害しようとする行為が無効になるようなメカニズムの設計技術等があげられる」⁹⁴。そして、「これらに共通する基礎的な研究開発課題として、多数の関係者間の合意形成、集団の意思決定を扱うための、社会的価値観やさまざまな人間の価値観が混在している状況下での意思決定・合意形成を支援する技術が重要である」とされる⁹⁵。

88 ワイクスナー283-284頁。

89 戦略プロポーザル 複雑社会における意思決定・合意形成を支える情報科学技術 <https://www.jst.go.jp/crds/report/CRDS-FY2017-SP-03.html>

なお、同プロポーザルの取りまとめにおいて中心的役割を果たした福島俊一 JST CRDS フェロー様には、2021年9月16日、JSTの関本一樹様の仲介で意見交換の場を設けていただき、貴重なご意見を頂戴した。この場を借りて、福島様、関本様、またコメントをいただいた五所亜紀子様、山本理枝子様、花田文子様にも厚く御礼を申し上げます。

90 戦略プロポーザル i 頁。

91 戦略プロポーザル17頁によれば、「個人や集団の傍に置かれて、音声対話を通して、サービスを提供してくれる」対話エージェントシステムのような実装形態が想定されている。

92 戦略プロポーザル18頁によれば、これらの可能性の探索には、「因果関係推論のための技術・知識」、「人間の価値観や状況に応じた絞り込みの技術」、絞り込みの制約条件を得るための「人間の嗜好や状況を取得・解釈する技術」、選択肢を人間に提示する際の「適切な提示のための技術」が必要とされる。19頁には、「自然言語による質問に回答するシステム」として、「国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）で開発された WISDOM X」が紹介されている。

93 戦略プロポーザル18頁によれば、「意見発信・収集、議論・交渉、選択・投票等のサービス機能を幅広いユーザーに提供するためのソフトウェア基盤」である意見集約プラットフォームが実装形態として想定されている。

94 戦略プロポーザル19頁によれば、「意見発信・収集においては、意見の根拠も追跡・確認する機能、声の大きい意見だけでなく公平に意見を集める機能、異なる立場の意見も示す機能、議論・交渉においては、フェイクニュースやデマ等による扇動・印象操作を検知・排除する機能、選択・投票においては、不正直な申告や裏工作の効果がなくなる（正直申告が最良となる）メカニズム等が考えられる」。22頁には、乾健太郎・岡崎直観らによって開発された、「ウェブ上の大量テキストの自然言語処理によって、ある言明に対する賛成意見・反対意見やその根拠等、テキスト間の意味的関係を分析・整理する言論マップ」が紹介されている。

95 戦略プロポーザル ii 頁。福島俊一・福田直樹・伊藤孝行「複雑化社会における意思決定・合意形成のための AI 技術」

これらの提案は、上述の熟議の課題のうち、「熟議のコスト」「熟議の意義」の問題を解決する可能性を有している。まず、「熟議のコスト」については、遠方からの参加者にかかる旅費等を、インターネットを經由したオンライン対話ツールの利用によって削減することはすでに実現されている。また、大量の情報の中から有害な情報を排除し、有益な情報を参加者に技術的に提供することで、参加者への情報提供の準備にかかる手間を省くことができる。さらに、AIをファシリテーターとすることで、人間では気づかない有効な選択肢や適切な合意点の候補を効果的に参加者に提示し、意思決定や合意形成に至るまでの時間を短縮することが可能である。次に、「熟議の意義」については、上述の適切な情報提供とファシリテーションとによって熟議に不慣れな参加者をサポートし、参加に対する心理的なハードルを下げることで期待できる。また、有効な選択肢や適切な合意点の候補の提示によって質の高い意思決定・合意形成が可能となり、これに基づいた提言が政策立案者にも受け入れられやすくなることが予想される。そうすると、参加者も政策決定過程に貢献したとの満足感を得られる可能性が高くなり、ひいては熟議民主主義に対する信頼も高まることとなる。

このように、熟議民主主義の問題のいくつかは科学技術によって解決可能な段階に到達している。これらの技術を応用して、人々が熟議を行うのをサポートするシステムの開発が待たれるところであり、本研究がそのシステム開発に有用な知見を提供することができれば、本研究の意義が高まるということが出来る。

6. 法学の科学技術への貢献：ソフトローとしてのリスクコミュニケーション⁹⁶

6. 1 リスクコミュニケーション

科学技術が熟議民主主義の課題克服に貢献する一方で、熟議民主主義そして法学が科学技術に貢献することも考えられる。その一例としてリスクコミュニケーションを取り上げる。例えば化学物質のリスクとして、1990年代にはダイオキシンや環境ホルモン問題が社会的に取り上げられた⁹⁷。リスクコミュニケーションとは、このようなリスクに関して、行政・企業・市民・NGO等すべての者が正確な情報を共有し、相互に意思の疎通を図ることである。リスクコミュニケーションの目的は、リスクマネジメントを適切に実行するため、利害関係者と当事者が正確な情報を共有することで、万が一リスクが現実となった場合の対応について利害関係者の合意を得て、信頼関係を築くことにある。リスクコミュニケーションを成功させる要因には、事前調査・実態調査の結果の利用、早期の正確な情報提供とその共有、わかりやすい資料の準備、利害関係者の参加機会の確保、専門家の参加、共通認識の構築、コーディネーターなどの第三者の存在、成果の報告、リスクコミュニケーション発信源からの提案と長期的解決の姿勢、トップマネジメントの積極的関与等がある⁹⁸。

この中には、十分な情報提供、専門家や利害関係者の参加、ファシリテーターの存在、共通認識の構築、提案と解決の姿勢等、熟議民主主義においても重要とされる要素が含まれている。上記の熟議民主主義の実践手法のうち、コンセンサス会議、討論型世論調査、サイエンスカフェ、テクノロジーアセスメントも

小特集「JSAI 2020 卒業オーガナイズドセッションの紹介」人工知能36巻5号（2021年）609-612頁は、その一例として、上記のエージェント技術・自然言語処理技術・機械学習技術等を利用して、伊藤らが開発した「大規模合意形成システム D-Agree」を紹介する。D-Agreeは、オンライン参加する多くの人々から様々な意見を集め、建設的な議論・合意形成を進めるためのシステムである。「議論内容を抽出・分析・構造化して可視化する機能」「炎上防止フィルタ機能」「自動ファシリテーション機能など」を搭載している。名古屋市やアフガニスタン・カブール市に導入され、最近では愛知県春日井市が2021年8月2日から9月30日にかけて実施したタウン・ミーティングにおいてD-Agreeを活用した。

96 リスクコミュニケーションについては、2021年10月11日に、JST CRDS 企画運営室フェローの五所亜紀子様と、化学製品PL相談センター・日本化学工業協会の菅沢浩毅様に、理論と実例とについてレクチャーしていただいた。この場を借りて、五所様、菅沢様、仲介して下さった関本一樹様に厚く御礼を申し上げます。

97 竜崎喜助『生の法律学』補訂版、2002年、尚学社、195-218頁。

98 中央青山監査法人・(株)中央青山PwCサステナビリティ研究所編『環境経営なるほどQ&A』中央経済社、2003年、134-142頁。

含めて、これらは「科学コミュニケーション」と呼ばれている⁹⁹。リスクコミュニケーションは元々、CCC（お客様コミュニケーションセンター）が顧客から収集した問い合わせ情報を集約・リスト化し、データをコンピューターに保存して、社内での情報共有、新製品開発等に活用する、といった取り組みを行ってきており、科学技術の応用には親和的な素地が存在する¹⁰⁰。科学技術の応用で熟議民主主義が促進されることで、その知見を活かしてリスクコミュニケーションをより円滑に進めることが可能であると言える。

6. 2 ハードローとソフトロー

他方で、法学もまたリスクコミュニケーションを通じて科学技術に貢献することができるように思われる。

2001年に施行された「特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の促進に関する法律（PRTR法）」の第4条（事業者の責務）は、「指定化学物質等取扱事業者は、第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質が人の健康を損なうおそれがあるものであること等・・・を認識し、かつ、化学物質管理指針に留意して、指定化学物質等の製造、使用その他の取扱い等に係る管理を行うとともに、その管理の状況に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない」と定めており、同法が規定するPRTR制度 Pollutant Release and Transfer Register（化学物質排出移動量届出制度）は有害な化学物質が、どのような発生源からどれくらい環境に排出されたか等のデータを事業者が把握し、年に1回届出、国がこれを集計し、公表する仕組みである¹⁰¹。事業者は同法によって課された届出義務を果たすために様々な取組みを自主的に行っているが、その一つが、国際規格ISO14001の導入である¹⁰²。ISO14001は、環境マネジメントシステムの改善を目的としており、その認証取得は企業間のグローバルな調達基準ともなっている。特にISO14001（2015年版）の7.4.3には、「組織は、次の事項を含む、環境マネジメントシステムに関連する内部及び外部のコミュニケーションに必要なプロセスを確立し、実施し、維持しなければならない」とあり、さらに「コミュニケーションのプロセスを確立するとき、組織は、次の事項を行わなければならない」として、「順守義務を考慮に入れる」とある。PRTR法が定めるPRTR制度に基づく排出量の届出もこの順守義務に該当すると考えられ、ISO14001導入によって、市民、企業、メディア（外部）、従業員（内部）への情報発信、情報公開・開示を積極的に行うことが求められることになる。これもまた、リスクコミュニケーションの一例と言うことができる¹⁰³。

このようなリスクコミュニケーションは、法学においてはハードローとソフトローの関係と捉えることができる。すなわち、制定法であるPRTR法がハードローであり、ISO14001がソフトローである。このように捉えることにより、ソフトローについての知見をリスクコミュニケーションに活用できると考える。

ハードローとソフトローについて¹⁰⁴、以下、松尾ほか（2019）¹⁰⁵における各氏の発言を要約する。もとは

99 藤垣裕子責任編集『科学技術社会論の挑戦 2 科学技術と社会—具体的課題群』東京大学出版会、2020年、1-24頁所収、杉山滋郎「第1章 科学コミュニケーション」4-11頁、同『科学技術社会論の挑戦 3 「つなぐ」「こえる」「動く」の方法論』東京大学出版会、2020年、68-93頁所収、八木絵香「市民参加型ワークショップの設計」。

100 五所様、菅沢様のレクチャーにおいてご教示を得た。なお、その際に重要なことは、リスクを特定することと、関係する事業活動や製品・サービスを使用した際の様々な情報（社会の動向、類似事例、使い勝手、クレーム、事故内容、顧客アンケート等）を収集し、類型別に学習して、改善につなげるループを作ること、とのことであった。

101 経済産業省・環境省「PRTRについて」2012年
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/information/pdf/PRTR_2012_panph.pdf

102 一般財団法人日本品質保証機構「ISO 14001（環境）」
https://www.jqa.jp/service_list/management/service/iso14001/

103 中央青山監査法人ほか136頁、経済産業省「リスクコミュニケーション体制の整備」
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/risk-com/seibi.html

104 藤田友敬編『ソフトローの基礎理論』（ソフトロー研究叢書／中山信弘編集代表、第1巻）有斐閣、2008年、遠藤直哉『ソフトローによる社会改革：社会と法』経営者新書、幻冬舎メディアコンサルティング、2012年。

105 松尾弘・清水真希子・佐藤泉・齋藤民徒「座談会 ソフトローを通じた法形成の展開と課題（特集 ソフトローによる法形成のフロンティア：法の新しい地図を求めて）」法学セミナー64巻9号（2019年）12-23頁。

国際法の文脈で、国家に対して拘束力を有する条約がハードローと、これに対して、拘束力を持たないとされた国連総会決議等（条約中のプログラム規定や努力義務規定含む）がソフトローと呼ばれていた。しかし、第二次世界大戦後、1948年の世界人権宣言や1960年の植民地独立付与宣言等、ソフトローであっても軽んじることのできない決議もある、との議論が提起された。次いで、1990年代に入って、国際法と国際関係論との学際的なアプローチの中でソフトローが新たな研究対象として注目され、他方で、国際経済法や国際環境法の実証的な研究も展開された。特に後者については、1990年代に米国に進出した企業がスーパーファンド法に基づいて土壌汚染の浄化対策を行う義務を負わされるといった事案から、環境法への関心が高まり、1996年に上述の ISO14001 の環境マネジメントシステムが日本に導入されたことで、企業が環境保護に関して法令を遵守すると共に、自主的な取組みを進めることが、企業経営において重要であるとの認識が広まった¹⁰⁶。今日、企業が新しい商品開発や既存商品販売の自主規制を行うことは社会貢献の一つとされ、ESG 経営といった形で企業評価に結びついている。さらに、21世紀に入り、日本国内でもビジネス法を中心にソフトローが議論されるようになった。すなわち、法律、契約、判決といったフォーマルなハードローに対して、取引慣行といったインフォーマルな規範がソフトローに取り込まれてきた。また、コーポレート・ガバナンス・コードのように、一定の政策目的のために策定され、実効的に規制を加える力を有する、制定法ではない種類の規範が登場し、例えば女性取締役がない上場企業には説明義務が課されている。加えて、国際的な SDGs 等もソフトローとして論じられるようになり、その遵守は、SDGs 債等を通じて¹⁰⁷、2006年に国連が発表した責任投資原則（PRI）に適用として、投資を呼び込むことにもつながっている¹⁰⁸。

さて、法学におけるハードローとソフトローとをめぐる議論では、①ソフトローとハードローの区別とその必要性、②ソフトローの実効性の基盤、③ソフトローとハードローの関係性、といった問題が論じられている。

①については、規範の形成が国家によるかそれ以外によるか、という区別もあり得るところ、例えば行政庁が関与して民間主体が策定する規範もあるように、それは不明確であり、むしろ両者を連続的に捉え、規範の特徴を細かく見ていくことが大事である、という批判がある。また、ソフトローと一口に言っても上記のように様々であって、規範ごとの特徴を踏まえる必要があるということは個々のソフトローについても言える、と主張されている。

②については、法の効力には、ルールを作るためのルールに従って承認されたという正統性 *legitimacy* を背景とした有効性 *validity* と、ルールの内容がその名宛人（市民、企業、政府）の利害に合致しているという実質的正義 *justice* や正しさ *rightness* を背景として、そのルールがその名宛人によって実際に遵守されているという意味での実効性 *efficacy* とがあるが、ハードローは正統性を有するのに対して、ソフトローは、正統性を欠くにもかかわらず、実効性を有することがあり、だとすればその基盤は何か、という議論がある。

これについては、一方で、上述の PRI や ESG 経営のように、金融的側面からソフトローの遵守が監視されているという側面、そして、Twitter 等の SNS を通じた社会的評価を基にした圧力が実効性を強化しているという側面が指摘される。他方で、そもそも国際社会は「セルフ・エンフォースメント」すなわち自己執行、自己実現が基本であり、そのような世界では「国際公共性」を可視化する監視機関等によるモ

106 特に、1987年のモントリオール議定書によって冷蔵庫等のフロン・ガス使用が規制・禁止され、結果としてオゾン層の破壊がある程度食い止められたことは、規制と自主的取組み、すなわちハードローとソフトローのベストミックスによって環境問題が解決された一つの例とされる。

107 森・濱田松本法律事務所 ESG・SDGs プラットフォーム編著『ESG と商事法務』商事法務、2021年、67-84頁。

108 松尾ほか「座談会」17-18頁では、近世ヨーロッパでグロティウス『戦争と平和の法』などによって唱えられた、個別国家の利害を超えた自然法論が、19世紀以降、個別国家の意思を重視する実定法中心主義が主流となることで衰退したが、20世紀中頃から、人権条約や環境条約に先行する理念的な宣言を通じて、「個別国家の利害を超える全体的な利益を法の世界に取り入れていく役割をソフトローが担っている」と見ることもできる」のであって、「ソフトローには、主流の国際法や国家法とは異なった規範意識」、「いわゆる現行法（*lex lata*）とは異なる立法論（*de lege ferenda*）」が現れてきている、と論じられている。

ニター等、ソフトローの遵守を促す動きは無視できないとされる。この「セルフ・エンフォースメント」は民事法の世界でも基本であり、例えば行為主体が裁判で下される判決の結果から逆算して自己の行動を規律するという「法の影のもと」という現象がみられる。もっとも、「影のもと」というメカニズム以外にも、例えば継続的取引関係にある相手方に非協調的な行動をとると、取引停止等長期的に得られたはずの利益が失われることから、非協調的な行動が抑制される、という取引慣行的なメカニズムもみられ、「セルフ・エンフォースメント」が働くメカニズムは多様である、との指摘も為されている。また、「セルフ・エンフォースメント」がどのようなメカニズムで生じるか、という問題と、その「セルフ・エンフォースメント」が望ましいか、という問題とは別である、とも論じられている。

③については、まず、ソフトローならではの存在意義があるとすれば、それは何か、が問題とされる。第一に、ソフトローは国境を越えた世界的スタンダードとなる可能性がある¹⁰⁹。また、業界団体の策定するソフトローは非常に細かく、技術的であり、国内法を策定する官僚の能力を超える可能性もある。第二に、ハードローにおいては両論併記はできないが、ソフトローは少数意見も反映し、次世代に繋いでいく役割を果たすことができる。次に、どのような場合にハードローが規制し、どのような場合にソフトローに委ねるか、が問われている。例えばコーポレート・ガバナンスには、会社法や金融商品取引法といったハードローの規律と、コーポレート・ガバナンス・コード等のソフトローの規律が併存しているが、どのような役割分担が望ましいのか、という視点がある。

以上の知見をリスクコミュニケーションに活かすとすれば、②の観点から、リスクコミュニケーションの実効性の基盤についても、金融的側面からの監視、社会的評価からの圧力、「セルフ・エンフォースメント」、継続的取引関係・業界内の取引慣行といった様々な側面からの考察が可能になると考えられる。また、③の観点からは、PRTR法とISO14001との関係、すなわちリスクコミュニケーションは、対象となる化学物質の排出量削減という効果をもたらしていることを考えると、ハードローとソフトローのベストミックスの例と見ることもでき、他の環境問題への取り組みにおいても一つのモデルを提供する、と捉えることができるように思われる。

7. 本研究の課題

最後に、以上を踏まえた本研究の課題として、次の3つを挙げる。

第一に、熟議民主主義の定義、意義、課題を検討し、熟議サポートシステムの基礎理論を提供する必要がある。熟議民主主義についての議論が過去いかにして為されてきたか、今日いかにして為されているか、そして将来いかにして為されるべきかについて分析、検討することが求められる。特に、「熟議の主体」の問題は、科学技術の応用でも解決することが困難と考えられる。

第二に、熟議サポートシステムの基盤技術を研究する必要がある。上記の基礎理論を具体的なシステムに落とし込むために必要な基盤技術について分析、検討することを要する。すでに海外のみならず日本でもD-Agreeのように実社会で利用されているシステムも存在する。そうしたシステム開発者・研究者との連携・共同研究も視野に入れるべきである。

第三に、熟議サポートシステムを開発する上で必要な熟議のモデルを提供するために、何らかの政策提言について検討する必要がある。例えば、昨今その重要性が説かれているELSI問題（新型コロナウイルスワクチン接種問題含む）の視点から、技術開発への過度の介入を法が防ぎ、技術開発者等に一定の裁量権限を与える、といった政策についての熟議の実践が考えられる。国会議員や官僚の方々へのインタビュー調査等を計画することも考えられる。

加えて、今後は、データサイエンスの専門家等のメンバーを追加し、熟議サポートシステムの開発を開始すると共に、熟議サポートシステムによって為された熟議の内容を、「法律」「条例」「契約」という規範

109 例えばヨーロッパでは使い捨てプラスチックを削減する方法として、紙製の食品包装容器規格の自主的なガイドラインを策定しようとしているが、このガイドラインがスタンダードになれば、ヨーロッパに輸出する商品はすべてその規格に従う必要があり、国内立法は意味を為さなくなる、とされる。

形式に落とし込むサポートシステム開発の研究に着手することを予定している。

本書ではこれ以降、上記の課題に関連する各研究の成果が示されることになる。なお、本稿はあくまで本研究の必要性と方向性を提示するものであり、各研究において上記の課題とは異なる課題が提示されることがあり、また本稿の内容と抵触する見解が示されることがあり得るが、それは本研究が共同研究として今後取り組むべき問題が析出されたことを意味するのであって、それこそがシーディングプログラムとしての本研究の大きな成果の一つとすることができる。

宮 坂 渉
(筑波大学人文社会系)